

犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針

1. 背景

○動物愛護部会による第3次答申において、「改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする。」とされた。

○また第10回飼養管理検討会において、爬虫類の検討を進めつつ、敷衍（ふえん）しやすいその他の哺乳類について、犬猫の考え方・ロジックを応用できるタイプのものも並行して検討を進めていくことが決定した。

2. 検討対象動物

ウェブサイト上で公表されている第一種動物取扱業者登録簿に基づき、主として取り扱う哺乳類のうち、犬猫及び動物園・水族館動物を除いて個体数の多い動物を念頭に検討を行う。

(1) 小型哺乳類

齧歯類、ウサギ、ハリネズミ、フクロモモンガ、フェレット、ミーアキャット、カワウソ

(2) 大型哺乳類

サル、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウシ、アルパカ

3. 基本的な視点

○改正動物愛護管理法第21条の規定を踏まえ、動物の健康・安全の保持及び生活環境の保全上の支障の防止の観点から基準を設定する。

○自治体職員が、遵守状況を容易に確認し明確に判断でき、根拠を持って必要性を説明できる基準にする等、基準の実用性の観点を考慮する。

○これまでの検討を踏まえ、アニマルベースドメジャーの考え方を基本として、動物の行動や状態に着目した検討を進める。

4. 検討項目

(1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

①基本的な考え方

動物の飼養及び保管にあつては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。

②参考：犬又は猫の飼養管理基準での記載

- ・ケージの規模（数値基準）及び構造
- ・床材

（２）動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項

①基本的な考え方

動物の飼養管理及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、施設・設備の構造及び規模等に応じて、適切な数の従業員を配置する必要がある。

②参考：犬又は猫の飼養管理基準での記載

- ・従業員の員数（数値基準）

（３）動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

①基本的な考え方

動物の健康・安全の確保のためには、種類・習性等に応じた適切な温度・湿度の維持及び日照の確保等が必要である。また、施設を常に清潔にして周辺の環境保全に努める等、動物のみならず、人の生活環境の保全にも努める必要がある。

②参考：犬又は猫の飼養管理基準での記載

- ・温度計・湿度計の設置と温度管理
- ・光環境
- ・臭気

（４）動物の疾病等に関する措置に関する事項

①基本的な考え方

動物の健康・安全を保持するためには、日常的な健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、疾病等が発生した場合は速やかに必要な措置を講じるなど、適切な対応を行う必要がある。

②参考：犬又は猫の飼養管理基準での記載

- ・定期的な健康診断

（５）動物の展示又は輸送の方法に関する事項

①基本的な考え方

動物の展示・輸送に当たっては、動物に過度の苦痛を与えることがないように適切に行われる必要がある。

②参考：犬又は猫の飼養管理基準での記載

- ・展示時間（数値基準）
- ・展示を行わない時間（数値基準）
- ・輸送後の目視（数値基準）

(6) 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

①基本的な考え方

みだりに繁殖させることによる動物への過度な負担を避けるとともに、遺伝性疾患等に留意する必要がある。

②参考：犬又は猫の飼養管理基準での記載

- ・生涯出産回数、雌の交配時年齢（数値基準）
- ・繁殖時の獣医師による診療・助言
- ・帝王切開時の獣医師による実施、出生証明書・診断書の交付・保存
- ・繁殖時に獣医師の診断に従い、繁殖に適さない犬猫を繁殖させない

(7) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

①基本的な考え方

動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。

②参考：犬又は猫の飼養管理基準での記載

- ・ふん尿等の固着、毛玉、爪が異常に伸びているその他の状態にしないこと
- ・適切な期間、親等とともに飼養保管・
※幼齢な犬、猫などの社会化を必要とする動物が対象
- ・給水の常時確保
- ・1日当たり3時間以上の自由な運動
- ・毎日の触れ合い
- ・夜間の顧客等の立入り等による休息を妨げない
- ・夜間に顧客等に接触等させない

(8) その他事項

①基本的な考え方

犬猫の飼養管理基準を敷衍するほか、飼養管理検討会等において指摘されている特定の課題への対応、犬猫とは異なる調査対象種の生理・生態に応じた飼養等が必要である。

なお犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準としては、法第21条に定められた項目である(1)～(7)のいずれかに位置づけられる想定。

5. 犬猫以外の哺乳類 検討方針（たたき台）

上記の検討対象種を念頭に、犬猫の飼養管理基準を適用できるかという入口の議論を行う必要がある。そのため、現行の省令の各規定ごとの検討を基本方針とする。すなわち犬猫の飼養管理基準の規定を他へ適用できるかの検討と、規定されていない項目について見直しが必要かを併せて検討する。

その際に、犬猫の飼養管理基準と同様に、業種を限定せずに適用する規定と、業種を限定して適用する規定の両方を整理する必要がある、これの検討を行う。

6. 今後の調査方法

（1）文献調査

2. 調査対象動物について、4.（1）～（8）に関連する文献調査を行う。
海外論文、海外の法令も調査を行う。

（2）ヒアリング調査

関係団体及び有識者の意見を把握するため、下記についてヒアリングを行う。

- ①動物取扱業者の団体
- ②自治体
- ③動物愛護団体
- ④動物園関係者

（3）現地実態調査

動物取扱業者における犬猫以外の哺乳類の飼養管理状況について把握するために、下記について現地実態調査を行う。

- ①犬猫以外の哺乳類を扱うブリーダー等
- ②犬猫以外の哺乳類を扱う動物カフェ
- ③観光牧場

7. 本日の論点

今後の検討の方向性として、下記論点についてご意見頂きたい。

- （1） 2. 検討対象動物の妥当性について
（検討対象とすべき動物として過不足はないか、
犬猫の考え方・ロジックを敷衍して基準を具体化できる動物か）
- （2） 検討対象動物を念頭に、4. 検討項目（1）～（7）ごとに基準の具体化可否について
（各動物・各項目で犬猫の考え方・ロジックを敷衍して基準の具体化ができるか）
○敷衍して具体化できる動物・項目のイメージ
・各哺乳類・・・低温又は高温により健康に支障がないようにすること

○敷衍して具体化できない動物・項目のイメージ

- ・冬眠する哺乳類の冬眠時・・・清潔な給水の常時確保
- ・樹上性の哺乳類・・・ケージの必要な高さ
- ・人になつきにくい哺乳類・・・触れ合いを毎日行う
- ・診療する獣医師が極めて少ない哺乳類・・・毎年の獣医師による健康診断

(3) 4. 検討項目(8) その他事項について

(検討すべき特定の課題、生理・生態に応じた飼養方法へのご意見)

○イメージ

- ・齧歯類・・・かじり棒の設置
- ・樹上性の哺乳類・・・止まり木の設置
- ・水棲・半水棲動物・・・水場の確保

(4) 6. (1) 文献調査の具体的方法について

(2. 検討対象動物ごとの4. 検討事項に関して、どのように調べるべきか)